# ２章　基本ルール編

２－１　日本語の表記方法 ---------- 11
２－２　英語の表記方法 ---------- 12
２－３　中国語・韓国語の表記方法 ---------- 14
２－４　多言語表記 ---------- 15
２－５　文字サイズ ---------- 16
２－６　ピクトグラム ---------- 17
２－７　色彩 ---------- 18
２－８　サイン掲出の高さ・範囲 ---------- 19
２－９　配置・設置の考え方 ---------- 20
２－１０　維持管理の考え方 ---------- 22
２－１１　地図の表記
（１）向き ---------- 25
（２）掲載範囲 ---------- 25
（３）情報掲載基準 ---------- 26

## ２－１
## 日本語の表記方法

日本語の表記方法は、わかりやすい表現を行うために設定している。同一地点や同一施設が異なる表現とならないよう注意する。

| 表記の基準 | 表記の例 |
|---|---|
| 原則として国文法、現代仮名遣いによる表記を行う。固有名詞においてはこの限りではない。 | |
| 正式名称の他に通称がある施設名は地域において統一した名称を使用する。 | |
| 表示面の繁雑化を防ぐために、明確に理解される範囲内で省略する。 | 東京都立日比谷公園<br>→日比谷公園 |
| アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。 | 東日本旅客鉄道（株）<br>→JR 東日本 |
| 数字の表記は、原則として算用数字を用いる。ただし、固有名詞として用いる場合はこの限りでない。また◯丁目のように地名として用いる場合は漢数字を使用する。 | 標識設置年月<br>2015 年 3 月<br>九段南二丁目 |
| 地名、歴史上の人名等読みにくい漢字には、ふりがなを付記する等配慮する。 | |
| 紀年は西暦により表記する。必要に応じて日本年号も付記する。 | 2015 年<br>2015 年（平成 27 年） |

## ２－２
## 英語の表記方法

英語の表記方法は、下記のとおりとする。

| 表記の基準 | 表記の例 |
|---|---|
| 固有名詞は、原則としてローマ字による発音どおりに表記する。 | 丸の内　Marunouchi |
| 普通名詞は、原則として英語訳を表記する。 | 郵便局　Post Office |
| 普通名詞部分を含む固有名詞は、原則として固有名詞部分をローマ字により発音どおりに表記し、普通名詞部分は英語で表記する。 | 日比谷公園<br>Hibiya Park |
| ローマ字表記は、別表に示すヘボン式を用いる。 | |

※各施設名等の具体的な表記方法は、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（東京都）」を参照とすること。

## 別表：ヘボン式ローマ字のつづり方

| 日本語音 | | | | | ヘボン式ローマ字つづり | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| あ | い | う | え | お | a | i | u | e | o |
| か | き | く | け | こ | ka | ki | ku | ke | ko |
| さ | し | す | せ | そ | sa | shi | su | se | so |
| た | ち | つ | て | と | ta | chi | tsu | te | to |
| な | に | ぬ | ね | の | na | ni | nu | ne | no |
| は | ひ | ふ | へ | ほ | ha | hi | fu | he | ho |
| ま | み | む | め | も | ma | mi | mu | me | mo |
| や | – | ゆ | – | よ | ya | – | yu | – | yo |
| ら | り | る | れ | ろ | ra | ri | ru | re | ro |
| わ | – | – | – | – | wa | – | – | – | – |
| ん | | | | | n | | | | |
| が | ぎ | ぐ | げ | ご | ga | gi | gu | ge | go |
| ざ | じ | ず | ぜ | ぞ | za | ji | zu | ze | zo |
| だ | ぢ | づ | で | ど | da | ji | zu | de | do |
| ば | び | ぶ | べ | ぼ | ba | bi | bu | be | bo |
| ぱ | ぴ | ぷ | ぺ | ぽ | pa | pi | pu | pe | po |
| きゃ | | きゅ | | きょ | kya | | kyu | | kyo |
| しゃ | | しゅ | | しょ | sha | | shu | | sho |
| ちゃ | | ちゅ | | ちょ | cha | | chu | | cho |
| にゃ | | にゅ | | にょ | nya | | nyu | | nyo |
| ひゃ | | ひゅ | | ひょ | hya | | hyu | | hyo |
| みゃ | | みゅ | | みょ | mya | | myu | | myo |
| りゃ | | りゅ | | りょ | rya | | ryu | | ryo |
| ぎゃ | | ぎゅ | | ぎょ | gya | | gyu | | gyo |
| じゃ | | じゅ | | じょ | ja | | ju | | jo |
| ぢゃ | | ぢゅ | | ぢょ | ja | | ju | | jo |
| びゃ | | びゅ | | びょ | bya | | byu | | byo |
| ぴゃ | | ぴゅ | | ぴょ | pya | | pyu | | pyo |

[備考]

(1) 長音：長音符号（「ー」「^」「h」）は用いない。長音が大文字の場合に母音字は並べない。

(2) はねる音：はねる音「ン」はnで表す。

(3) つまる音：つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表すが、次にchがつづく場合にはcを重ねずにtを用いる。

(4) 大文字：文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で書く。

(5) ハイフン：はねる音を表すnと次にくる母音字又はyとを切り離す必要がある場合には、nの次に「ー」（ハイフン）を入れる。意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞やoが重なる場合等は、その間に「ー」（ハイフン）を入れる。

(6) その他：特殊音の書き表し方は自由とする。

## ２－３ 中国語・韓国語の表記方法

中国語、韓国語の表記方法は、下記のとおりとする。中国語は、簡体字を使用する。

### 「中国語」の表記方法

| 表記の基準 | 表記の例 |
|---|---|
| 固有名詞は、漢字を中国語漢字に変換する。 | 丸の内　丸之内 |
| 普通名詞は、中国語に訳して記載する。 | 郵便局　邮局 |
| 普通名詞部分を含む固有名詞は、固有名詞部分は一般的な固有名詞の表記方法により表記し、普通名詞部分は中国語に訳して記載する。 | 日比谷公園<br>日比谷公园 |
| 日本語の漢字表記と全く同じ、又はほとんど同じ場合は、日本語を併記する場合は、中国語表記を省略する。 | |

### 「韓国語」の表記方法

| 表記の基準 | 表記の例 |
|---|---|
| 固有名詞は、原則として日本語の発音をハングルで表音表記する。 | 丸の内　마루노우치 |
| 日本由来の普通名詞は、原則として韓国語に訳して表記する。 | 郵便局　우체국 |
| 外国由来の普通名詞は、原則として原語をハングルで表音表記する。 | エスカレーター<br>에스컬레이터 |
| 普通名詞部分を含む固有名詞は、固有名詞部分をハングルで表音表記し、普通名詞部分を半角スペースを空けて韓国語に訳して表記する。 | 日比谷公園<br>히비야 공원 |

※各施設名等の具体的な表記方法は、「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（東京都）」を参照とすること。

## ２－４
## 多言語表記

- ２ヵ国語表記（日本語・英語）を基本とする。
- 外国人にも情報内容を理解してもらう必要性が高いサイン（路上喫煙禁止：過料の徴収等）は、４ヵ国語表記（日本語・英語・中国語・韓国語）とする。
- ４ヵ国語または２ヵ国語表記としているサインにおいても、表示板サイズの制約等があり表記が困難な場合は、一部を２ヵ国語または日本語表記とすることができる。
- 緊急的に設置する仮設サインは多言語表記を必須としないが、随時状況を把握し、継続的にサインの管理を行う。

| 種別 | | 多言語設定 |
|---|---|---|
| 1 公園サイン | 区立公園、児童遊園 | 2ヵ国語 |
| | 千鳥ヶ淵緑道 | 2ヵ国語 |
| 2 施設サイン | 外構 | 2ヵ国語 |
| | 本庁施設内 | 2ヵ国語 |
| 3 路上喫煙禁止サイン | | 4ヵ国語 |
| 4 放置自転車禁止サイン | | 4ヵ国語 |
| 5 文化財サイン | 標柱サイン | 2ヵ国語 |
| | 説明板サイン | 2ヵ国語 |
| | その他文化財サイン | 2ヵ国語 |
| | ふるさと文化の散歩道コース案内地図サイン | 2ヵ国語 |
| 6 道路通称名サイン | | 2ヵ国語 |
| 7 ごみ集積所サイン | | 4ヵ国語 |
| 8 広報板 | | 2ヵ国語 |
| 9 観光案内板（総合防災案内板） | | 2ヵ国語 |

・地図の凡例は、４ヵ国語表記とする
・標柱サインの説明文は、日本語表記とする

## ２－５
## 文字サイズ

高齢者および弱視者の方等誰にでも判読しやすいように、視認距離に応じた文字サイズ設定を行う。また、複数の言語を併記する際の読みやすさを考慮し、和文高さ１に対して、英文等の高さを 0.5 の比率とすることを原則とする。

サイン面積が小さい場合や特に強調したい文字がある場合などは、その状況に応じて対応する。

**サインの視認距離と文字サイズ（高さ）**

| 視認距離 | 和文文字サイズ（高さ） |
|---|---|
| 1m | 9mm |
| 5m | 20mm |
| 10m | 40mm |
| 20m | 80mm |
| 30m | 120mm |
| 40m | 160mm |

**文字サイズ（高さ）比率：**
**和文高さ 1 に対して、英文等高さ 0.5**

## ２－６ ピクトグラム

ピクトグラムは、視覚的な図による表現で内容の伝達を直感的に行うことができるため、言語の種別を問わず情報伝達の有効な手段である。

- 標準案内用図記号（一部が JIS 規格化）のピクトグラムを原則とする。
- 標準案内用図記号になく区独自に作成する必要がある場合は、標準案内用図記号のイメージを尊重したデザインを作成する。

**標準案内用図記号（一例）**

参照：「標準案内用図記号」公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

## ２－７ 色彩

サインに使用する色彩は、視認性を確保するためベース色と文字色のコントラストが重要であり、明度差を確保した配色とする。

また、高齢者および色弱者の方等に配慮して、見分けにくい色の組み合わせや、彩度の低い色同士、鮮やかな蛍光色同士の組み合わせを避けるなど、カラーユニバーサルデザインに配慮する。（見分けにくい色の組み合わせ例：黒色と青色、黒色と赤色、赤色と緑色）

なお、禁止系のピクトグラム（赤色）を表示する場合は、周囲を白色でふちどる等明度差を確保する。

図色と地色の対比例

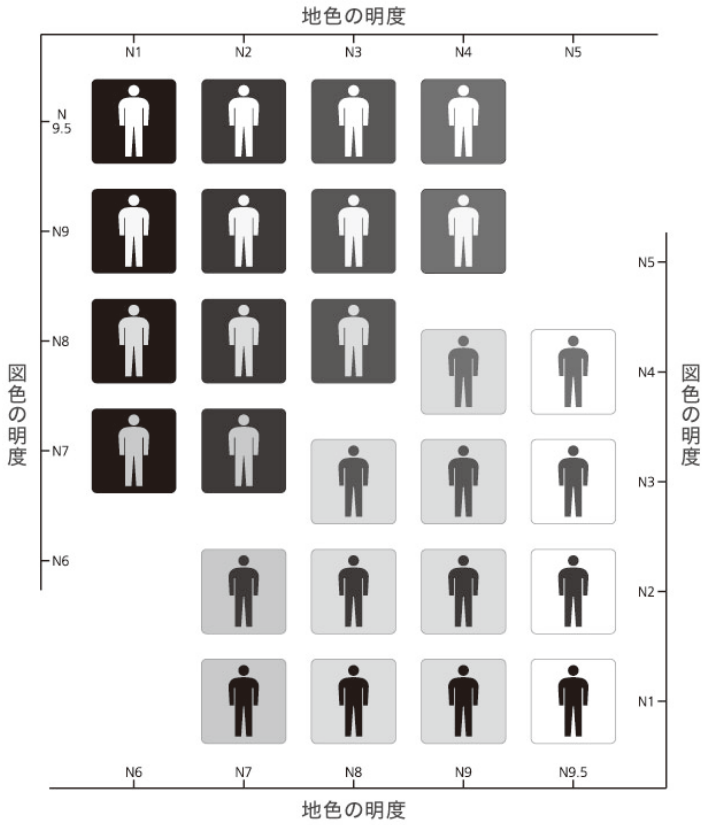


出典：「ひと目でわかるシンボルサイン」
（平成13年12月、公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団）

地図内の色彩については、公園等の緑地は緑系色、水面は青系色等、利用者にイメージしやすい色彩とする。また、「現在地」の表示は、重要な情報であるため、視認性が高い赤色での表示とする。

## ２－８
## サイン掲出の高さ・範囲

・ 歩道空間上に張り出す場合は、下端を路面より 2,500mm 以上（歩道の建築限界）確保する。
・ 歩道に対して平行に設置する場合は、歩行者の見えやすい高さ 500～2,000mm の範囲に表示面を掲出する。
・ 設置状況に制約がある場合（ガードパイプ設置等）は、できるだけ見やすい高さに設置する。

### サイン掲出の高さ・範囲

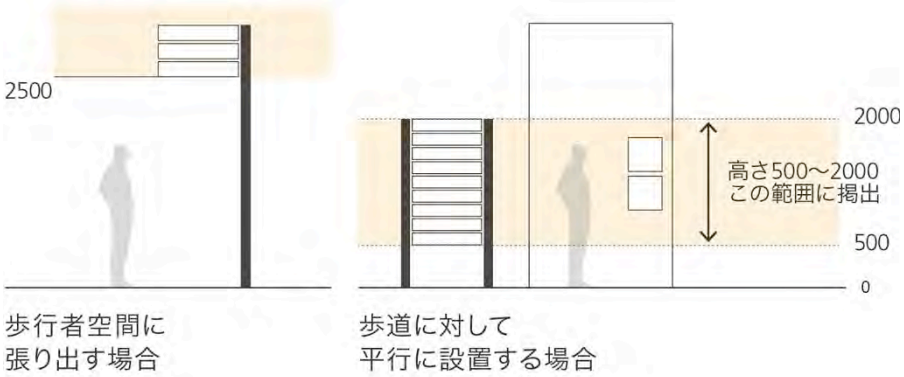


・ 案内地図サインは、車いす利用者と立位の利用者の双方が見やすいよう、地図面の中心高さを 1,250mm 程度とする。

### 案内地図サインの表示高さ

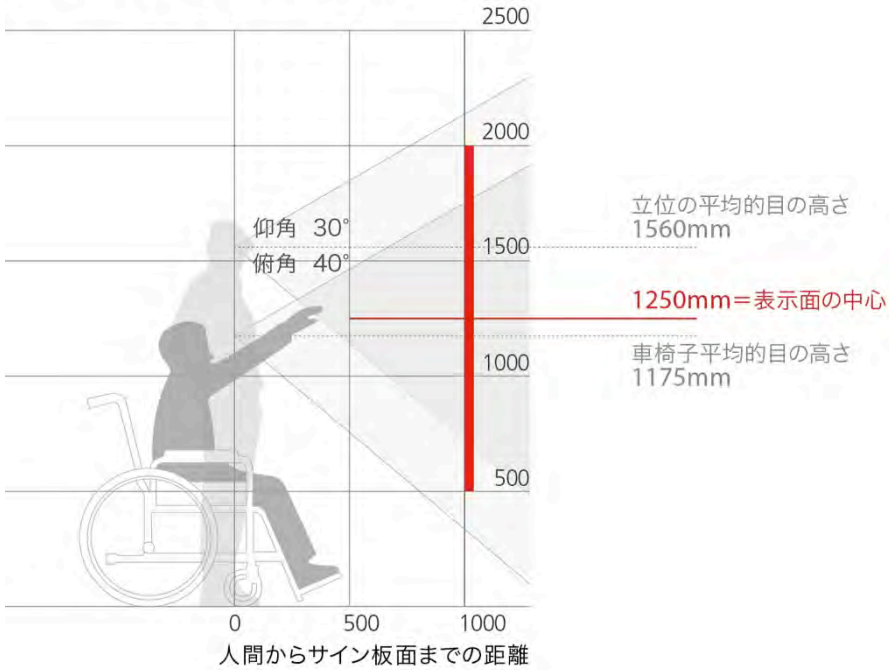

## ２－９ 配置・設置の考え方

連続した統一的な案内を行うために、配置・設置に関する基本的な考え方を設定する。しかし、道路状況や建物、街並み等の地域の実情に配慮した配置・設置を行うことが好ましい。

### 配置の考え方

- 案内地図サインは主に、駅出入口等の行動の起点に設置する。
- 誘導サインは、分岐点や観光ルートの中間等に設置する。
- 直線道路については、歩行者が不安に陥らないよう、300m～500m に１箇所程度、誘導サイン等を補完的に配置することが望ましい。
- 目的地となる各施設入口には、記名サインを設置する。
- 禁止系サインは、その目的に応じ、内容が効果的に伝わる箇所に設置することが望ましい。

### 配置の考え方（イメージ）

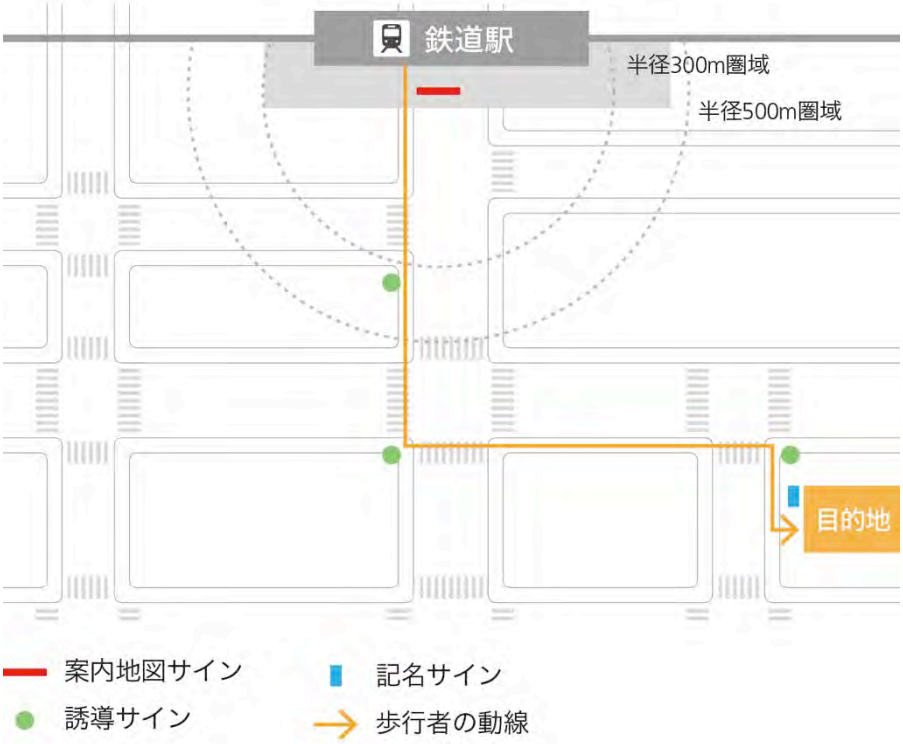

## 設置の考え方

- 設置場所の道路状況や建物等の状況に応じて、視認性を確保した場所に設置する。
- 駅周辺等の人通りが多い場所では、通行の支障とならないことを前提に、視界の範囲に入る位置に設置する。
- 道路上に設置する場合は、歩車道境界寄りと敷地境界寄りの２通りの方向性が考えられる。視認性を確保しながらも、街路樹や屋外広告物等との関係に留意した場所に設置する。

### 駅周辺のサインの設置位置

### 道路上のサインの設置位置

歩道のある広幅員道路の場合

歩道上の歩車道境界寄りに設置（植栽帯の中も可能）。
表示の向きは、道路に平行とする。
設置場所の状況に応じて、民地寄りに設置することもできる。

歩道のない道路の場合

道路の敷地境界寄りに設置。
表示の向きは、道路に平行とする。

## ２－１０
## 維持管理の考え方

サインの種別によって管理者が異なるため、情報の一貫性が図れないことや、サインが集中して複数設置することがある。また、屋外に設置されるサインもあるため、年月の経過により、汚損し老朽化することが考えられる。そのため、維持管理に関する基本的な考え方を設定する。

**管理方法の考え方**

- サインの管理台帳を作成し、管理番号等による管理を行うことが望ましい。
- 更新情報（施設名等）は管理台帳に記載し、関連するサインのスムーズな更新を行うことが望ましい。
- 情報更新頻度の高い案内地図サインは、地図面に整備年月を明記する。
- 必要に応じて、管理者（管理している所属）・電話番号・管理番号をサインに明記する。

管理台帳（例）

サイン種別、設置場所、管理番号、管理者、設置年月、サイズ、仕様、施工写真、配置図、その他必要な情報を記載

## サイン管理台帳

| サイン種別 | 設置場所 | 管理番号 |
|---|---|---|
| 5 文化財サイン<br>標柱サイン | 千代田1先 大手門橋の植栽中 | 5-A08 |
| **整備・維持管理主体** | **設置年月** | |
| 整備 文化振興課 | 1962.2（昭和37年2月） | |
| 維持管理 文化振興課 | 2008.3（平成20年3月）改修 | |
| **サイズ（mm）** | **仕様** | |
| 本体 W150×H2000×D150 | 本体 鉄塗装 | |
| 表示 W140×H1100 | 表示 アルミ板シルク印刷 | |

**施工写真**

**配置図**

**備考**

### メンテナンスの考え方

- 街の美観を損ねないよう、年１回程度、清掃や点検・修繕を定期的に行うことが望ましい。
- サイン本体の更新は、傷や塗装のはがれ・腐食等の劣化を確認し、対応することが望ましい。
- シート貼りの表示面については、シートの剥がれや退色を確認し、対応することが望ましい。
- 張り紙や落書き等は、定期的に取り除く。また、張り紙や落書き等が想定される場所では、防止機能を有した仕様とする。

## ２－１１
## 地図の表記

地図サインの表記について、基本的な考え方（向き、掲載範囲、情報掲載基準）を設定する。地図サインを有するサインについては参照とすること。

地図サインについては、この考え方を基本とするが、サインの目的によって柔軟な対応とする。

### （１）向き

・ 利用者が地図を見て目的地までの経路をイメージしやすくするために、サインに向かって前方を上とする。
・ 行政区域で表示範囲が途切れないよう留意する。

**地図の向き**

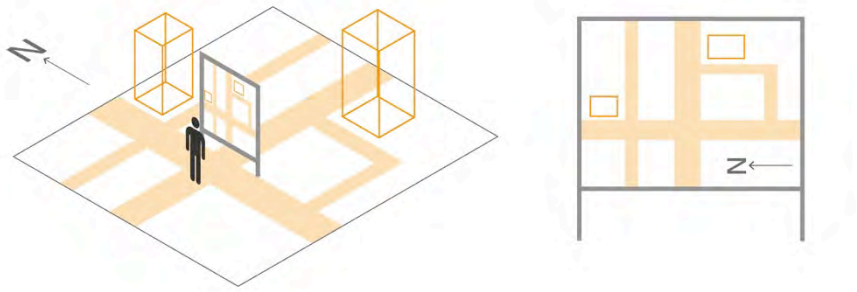


サインに向かって前方を上

### （２）掲載範囲

・ 主地図は、視認距離を考慮し、1m×1m の大きさに歩行者が移動する範囲の 1km 四方程度を掲載することが望ましい。
・ 広範囲における現在地の位置関係が分かりやすいように、25cm×25cm の大きさに 2km 四方程度を掲載する広域地図を掲載することが望ましい。

### （３）情報掲載基準

- 地図内に掲載する情報の基準を下記に示す。
- 地域の情報を盛り込みすぎるとかえって分かりにくくなるため、利用者の視点と地域の特徴に配慮する。
- 掲載する情報は、官民の区別に関わらず住民や旅行者が多く訪れる施設やランドマークとなる施設、バリアフリー施設等地域の実情に即した情報を選定する。

| 区分 | | 地図に表示する一般的な情報 | ベースマップ | ピクトグラム | 名称 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ベース面 | 地形・地盤 | 河川、池、堀 | ○ | | ○ | |
| | 道路 | 高速道路 | ○ | | ○ | |
| | | 国道 | ○ | 122 | ○ | 通称名が指定されているものは名称を表記 |
| | | 都道 | ○ | 4 | ○ | |
| | | 区市町村道 | ○ | | ○ | 取捨選択の上、通称名を表記 |
| | 道路施設 | 歩道 | ○ | | | |
| | | 歩行者専用道路等 | ○ | | ○ | |
| | | 歩道橋、ペデストリアンデッキ | ○ | | ○ | 構造物に枠線を付けて表示 |
| | | 信号交差点 | | | ○ | |
| | | 横断歩道 | ○ | | | |
| | | インターチェンジ、橋、トンネル等 | ○ | | ○ | |
| | | 階段部、地下横断歩道 | ○ | | ○ | |
| | 交通施設 | 鉄軌道路線 | ○ | | | ・高架の場合は高架上の軌道面を着色<br>・トンネル部分及び地下部分は破線にて表示 |
| | | 鉄軌道駅 | ○ | ※1 | ○ | 路線名及び駅名を表記 |
| | | 駅出口 | | | ○ | 出口部分に出口名称／番号を表示 |
| | | バス路線 | ○ | | | ・上下線を区別せず1本線で表示<br>・中央分離帯がある場合は上下線別に表示 |
| | | バス停留所 | | | ○ | 日本語表記は「○○バス停」 |
| | | バスターミナル | | | | |
| | | タクシーのりば | | TAXI | | |
| | | 駐車場 | | P | | |
| | | 駐輪場 | | | | |
| | 境界線・地名 | 境界線（区、街区） | ○ | | ○ | 国土地理院の基準に基づき各種破線表示 |
| | | 地名表示（町名、丁、番地） | | | ○ | |
| | その他 | 現在地 | ○ | | ○ | 主地図、広域図共に表示 |

| 区分 | | 地図に表示する一般的な情報 | | 建物シルエット | ピクトグラム | 名称 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 施設 | 案内所 | 案内所 | | | | ○ | |
| | | 観光案内サイン | | | | | |
| | 公共施設・公的施設 | 官公庁 | | ○ | | ○ | |
| | | 警察署 | | ○ | | ○ | 本署のみ |
| | | 交番 | | | | | 交番はピクトグラムと「交番」のみ表記 |
| | | 郵便局 | | ○ | | ○ | 集配機能のある局はピクトグラムと名称、その他はピクトグラムと「郵便局」のみ表記 |
| | | 消防署 | | ○ | ■ | ○ | |
| | | 国の機関および公共地方サービス機関、その他官署 | | ○ | ■ | ○ | 情報が重なる場合は削除することも可 |
| | | 学校 | | ○ | ■ | ○ | |
| | | 幼稚園、保育園、児童館 | | ○ | ■ | ○ | 情報が重なる場合は削除することも可 |
| | | 図書館 | | ○ | ■ | ○ | 公立の図書館で建物全体が館として使用されているもの |
| | | 公会堂、会館他の区立施設 | | ○ | ■ | ○ | 情報が重なる場合は削除することも可 |
| | 医療施設 | 病院 | | ○ | | ○ | 救急指定病院等の大規模な病院のみ掲載する |
| | | 保健所 | | ○ | ■ | ○ | |
| | 文化施設・スポーツ施設 | 美術館、博物館 | | ○ | | ○ | 建物全体が館として使用されているもの |
| | | 主要劇場、演芸場 | | ○ | ■ | ○ | 建物全体が館として使用されているもの |
| | | 運動場、体育館、プール等 | | ○ | | ○ | |
| | 宿泊施設 | ホテル、旅館等 | | ○ | | ○ | ・部屋数の多い施設、ランドマークとなる施設<br>・TOKYOハンディマップ（東京観光財団）に掲載されている施設 |
| | 商業施設等 | 大規模デパート、ショッピングモール等 | | ○ | | ○ | 利用者の多い施設、ランドマークとなる施設を表示 |
| | | 大規模ビル、高層建築物、展望台等 | | ○ | ■ | ○ | 利用者の多い施設、ランドマークとなる施設を表示 |
| | | コンビニエンスストア | | | | | |
| | 観光施設 | 大規模な公園、緑地 | | ○ | | ○ | 大規模公園、都市公園等（小公園は表記しない） |
| | | 神社、仏閣 | | | ■ | ○ | 社殿（又は社務所）があるもの |
| | | 史跡、旧跡、歴史的建造物等 | 国宝、重要文化財、特別史跡等 | | ■ | ○ | 旧江戸城（＝国特別史跡）の史跡は個別に取捨選択する |
| | | | 都指定文化財、指定史跡、区指定文化財等 | | ■ | ○ | |
| | | | 史跡建造物（屋敷・館・居住地等）、名所 | | ■ | ○ | 跡（現存しない物）は除く |
| | | 観光施設 | 観光ポイント | ○ | ■ | ○ | |

| 区分 | | 地図に表示する一般的な情報 | 建物シルエット | ピクトグラム | 名称 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | その他 | 銀行、信用金庫 | | | | ランドマークとなる場合は掲載する |
| | | 海外発行カード対応ATM | | ATM | | |
| | | 公衆トイレ | | | | |
| | | 災害時退避場所 | | ■ | | |
| | | 喫煙所 | | | | |
| バリアフリー設備・経路 | 道路上 | エレベーター | | | | 使用時間に制限がある場合「使用時間制限有」と表記する<br>車いす等に対応した公衆トイレには、トイレ＋障害者用設備又は子育て支援設備のピクトグラムを表示する |
| | | エスカレーター | | | | |
| | | 傾斜路 | | | | |
| | 公共機関出入口 | エレベーター | | | | |
| | 車いす等に対応した公衆トイレ | | | | | |
| | バリアフリー経路 | | | | | 朱赤系の点線で表示する |

■：アイキャッチャー

※1 鉄道会社で駅ナンバリングを作成している場合は表示する。作成していない場合は、鉄道ピクトグラムを表示する。
※ 標準案内用図記号に掲載されていないピクトグラムも含まれるため、使用にあたっては検討を行う必要がある。